

佐賀県告示第 79 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 17 第 1 項の規定により、次の区域を指定区域として指定する。

令和 7 年 4 月 8 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

指定番号	区域		埋立地の区分
	所在	地番	
27	西松浦郡有田町桑木 原字大鳥ヶ倉	乙 3830 番	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律施行令 （昭和 46 年政令第 300 号）第 13 条の 2 第 1 号 に規定する埋立地